

令和2年4月22日

技能実習生の皆様

フレンズ協同組合

コロナ感染予防と外出自粛について（お願い）

現在、日本政府が、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を出し、5月6日までの期間、感染の拡大を防ぐため、すべての都道府県で、人と人との接触の8割削減を目指しております。

職場などでコロナ感染者が確認されると、保健所により濃厚接触者に認定された人は、2週間の自宅待機となり、活動の大部分が制限されます。そのため、万が一、技能実習生の皆様がコロナウイルスに感染すると、その影響は感染した自分だけでなく、居住を共にする実習生、職場で一緒に働く日本人の同僚、また、感染までに接触した友人や恋人にもその影響が及び、皆様の会社はもちろんですが、友人や恋人が所属する会社にも大変迷惑が掛かってしまいます。

つきましては、技能実習生の皆様には、ご不便をおかけしますが、感染防止のため、下記の注意事項を厳守し、引き続き、不要不急の外出自粛にご協力をお願いします。

記

注意事項

1. 常識的に「必要ない」、「急がない」と判断できる外出は控えること
2. 理由の如何を問わず、他社の宿舎へ、立ち入らないこと
※緊急の場合は屋外で会い、且つ最短（15分以内）で終わらせること
3. 理由の如何を問わず、自社の宿舎に、他社の友人・知人・家族・恋人を入れないこと
※緊急の場合は屋外で会い、且つ最短（15分以内）で終わらせること
4. 帰宅時に、手洗い・うがいを徹底すること

以上